十和田市社会福祉協議会ふれあいメール相談利用規約

1. 相談専用メールアドレス

fureaisoudan@towada-shakyo. or.jp

3. 相談内容

日常生活上の困りごと等の相談とします。

※メール相談の相談内容は、十和田市社協ふれあい相談員間でのみ共有します。

4. 相談対応者

十和田市社協のふれあい相談員とします。

5. 相談料

無料

6. 対応時間

業務時間内(土日、祝祭日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分)で対応します。

7. 相談への回答(助言)

- (1) 相談者への回答(助言)は、送信元のメールアドレスとします。
- (2) 相談内容によっては回答までに時間を要することもあります。
- (3) ふれあい相談員(対応者)は個人名を使用せず、「ふれあいメール相談員」の名称でのみ回答します。なお、相談専用メールアドレス以外での対応はいたしません。
- (4) 医療、法律及び税務等専門的知識を必要とする相談には対応いたしません。

8. 禁止行為

以下の行為は禁止とし、回答等対応いたしません。

- (1)公序良俗に反する行為。
- (2) 第三者の人権を侵害する行為。
- (3) 第三者に迷惑又は損害を与える行為。
- (4) 第三者の知的財産権を侵害する行為。
- (4)返信の複製、改ざん、転載等の行為。
- (5) ウィルス等で情報資源を破壊する行為。
- (6) その他十和田市社協が不適切であると認めたもの。

9. 免責事項

本メール相談によって損失や損害が発生した場合、十和田市社協並びにふれあい相談員はいかなる責任も負いません。

10. 個人情報

相談者の個人情報については、十和田市社協の個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に従って取り扱いますが、禁止行為に関する相談等の場合は警察等へ情報提供する場合があります。

平成 29 年 9 月 19 日 社会福祉法人 十和田市社会福祉協議会

